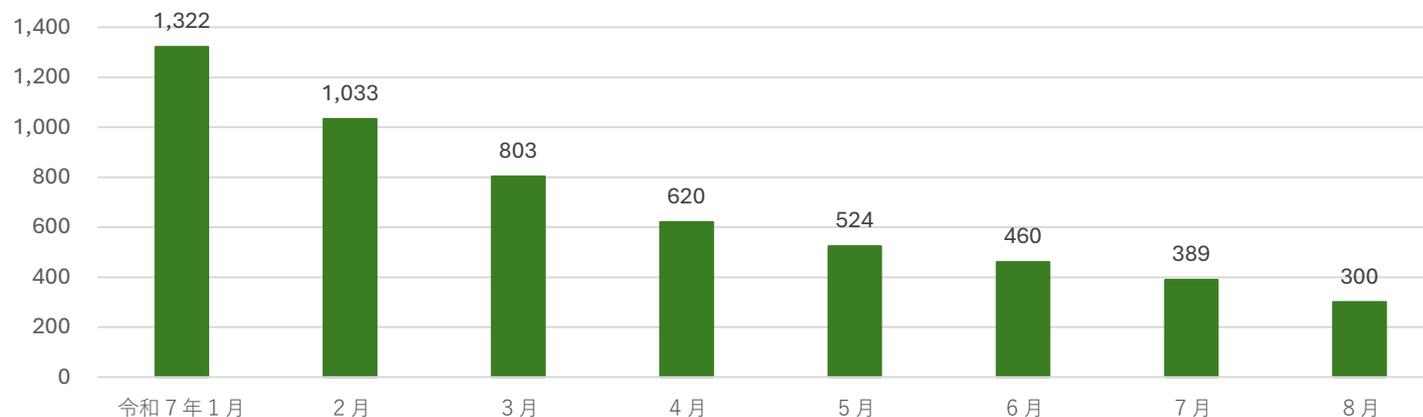


旧優生保護法補償金等の相談・請求・認定の状況（令和7年8月末）

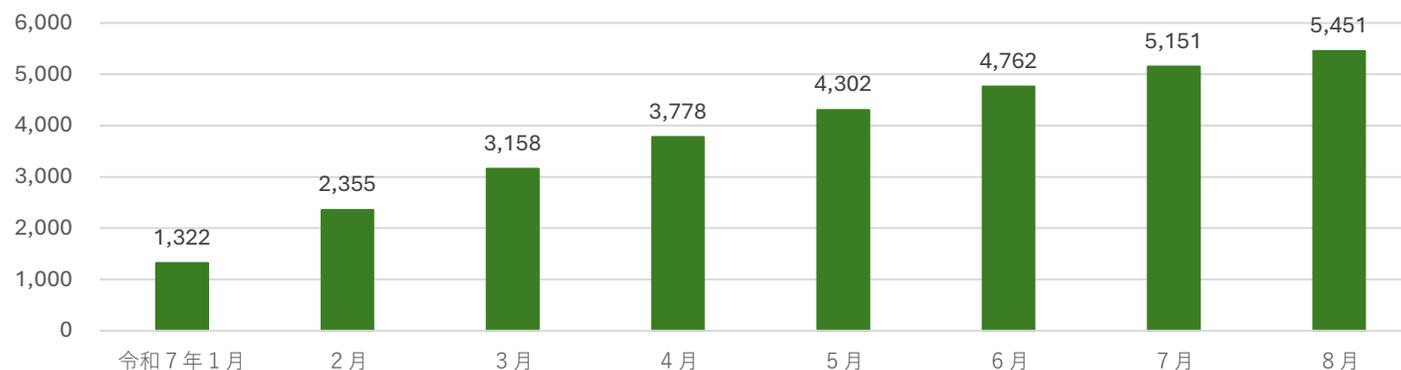
相談件数

- 法施行直後の1月は全国で1,322件の相談があったものの、月ごとに見ると減少傾向にあり、8月には300件となっている。
- 被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知・広報が必要。

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移



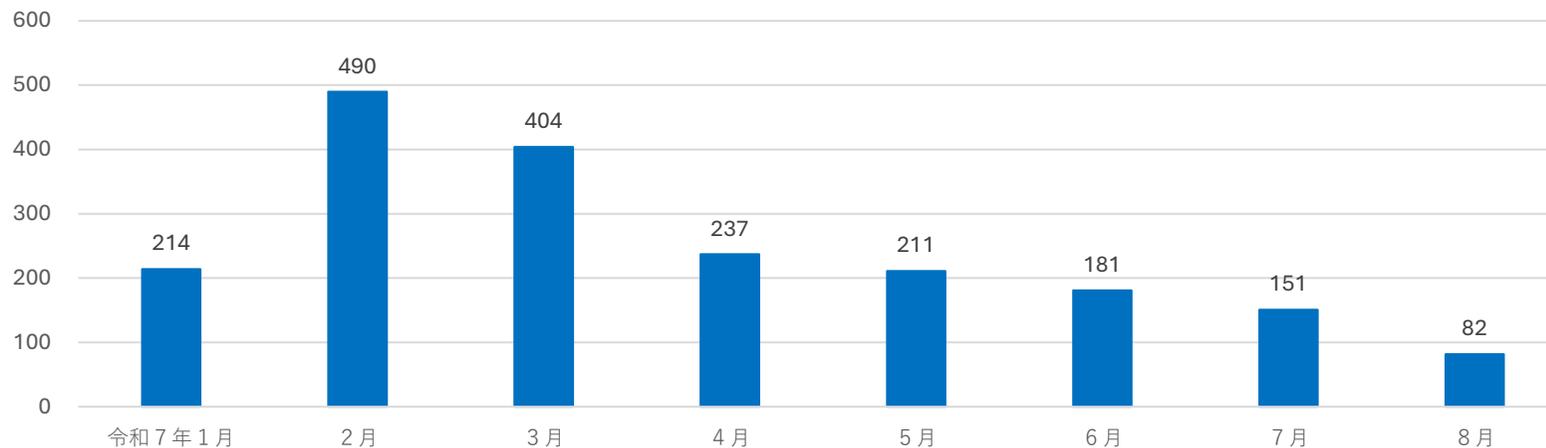
旧優生保護法補償金等の相談件数の推移（累計）



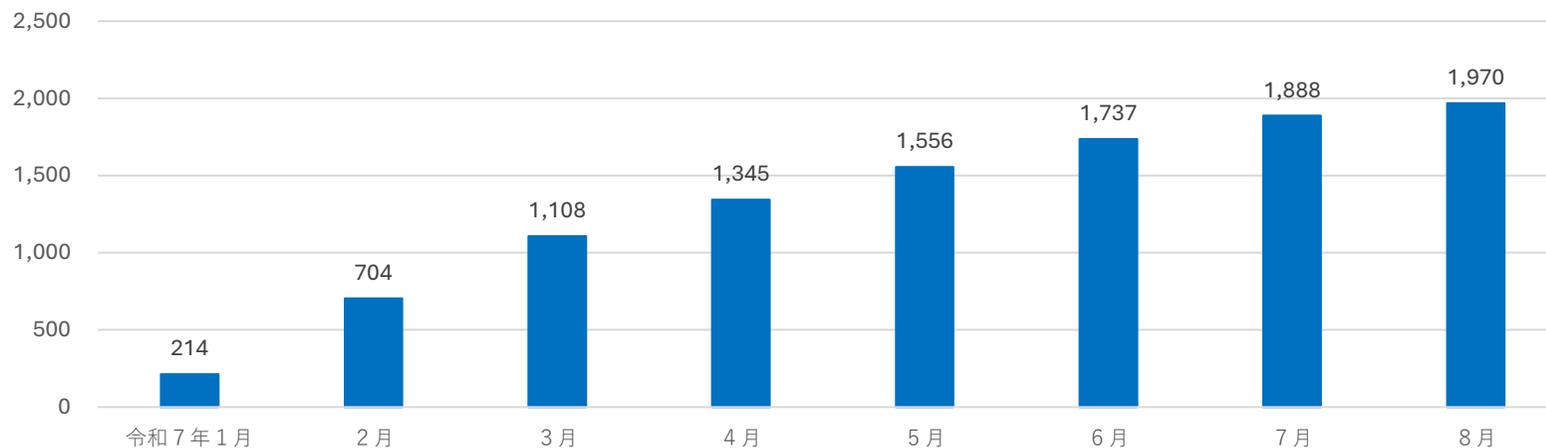
請求件数

- 2月が490件と一番多くの請求があったが、8月には82件となっている。
- 法施行直後に多く提出されていた、一時金既受給者の請求が少なくなってきたことに伴い、請求件数も減少傾向にあり、さらなる請求につなげるための取組が必要。

旧優生保護法補償金等の請求件数の推移



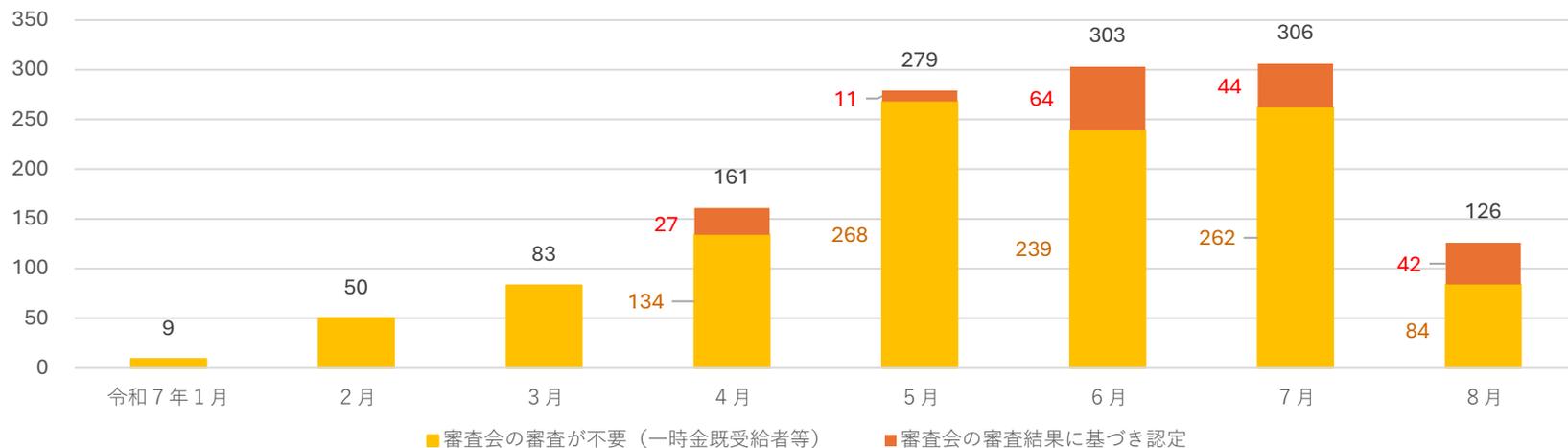
旧優生保護法補償金等の請求件数の推移（累計）



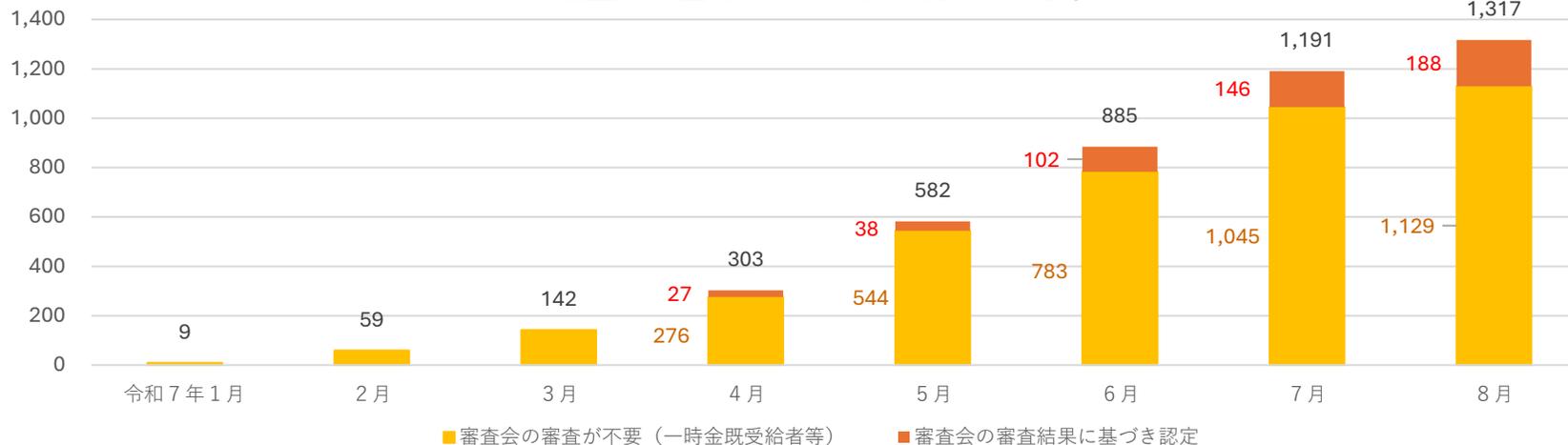
認定件数

- 8月の認定件数は126件となっており、累計では1,317件となっている。
- 補償金等の支給対象者であることが明らかな場合以外は、月1回程度開催する、補償金・優生手術等一時金認定審査部会と人工妊娠中絶一時金認定審査部会の審査結果に基づき、認定手続き等を進めている。

旧優生補償金等の認定件数の推移



旧優生補償金等の認定件数の推移（累計）



被害者の被害回復にむけた作業部会（WG）

主な対応省庁

こども家庭庁

主な協議事項

- 補償金等の相談・申請状況・認定状況
- 広報、周知等の徹底
- 相談窓口、相談体制の整備
- その他、全ての被害者に確実に補償を届けるための施策 等

開催実績

- 令和7年4月18日、5月22日、6月23日、8月1日、9月1日の計5回開催

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに対し、心より謝罪します。

この法律により、障害や病気を理由に、こどもができなくなる手術や、こどもを生き育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、おられませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、おられませんか？

国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

ぜひご相談ください。

★優生保護法は、1948（昭和23）年から1996（平成8）年まであった法律です。

病気や障害などのある人たちを『不良』とし、こどものできなくなる手術やこどもを生き育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をしてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくなかったといわれています。

★その被害は、こどもができない手術をされた被害者が、約2万5000人、こどもを生き育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。

★最高裁判所は、2024（令和6）年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。

★国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律（補償法）をつくりました。

補償法について

補償法(優生保護法補償金等支給法)による補償金

- こどもができなくなる手術をされた人 1500万円
- その結婚相手 500万円

*ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます

事実上の結婚のみとめられます

優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術をされた人 320万円
- *ご本人だけが受け取れます *補償金もあわせて受け取れます

人工妊娠中絶一時金

- こどもを産み育てたかったのに優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円
- *ご本人だけが受け取れます *優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

ぜひ、ご相談を

- 各都道府県に相談窓口があります（裏面を見てください）
- 申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
- 国（こども家庭庁）にも、ぜひご相談ください

連絡先：電話 03-3595-2575

FAX 03-3595-2753

メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp